

一部負担金の減免制度については、生活困窮等を理由とする未収金発生を抑制する効果があると考えられることから、制度が適切に運用されるよう、病院側から市町村への速やかな連絡等の運用の改善、国として、統一的な運用基準の提示、市町村の財政影響への懸念に対する配慮等の対策を検討すべきではないか。

② 医療機関・国保・生活保護の連携強化

○ 厚生労働省の調査において、一部負担金の減免基準が生活保護の基準に近いので相談に来る被保険者の多くが生活保護に該当する状況にあるとの指摘もある。このため、国保加入者で保険料を支払うことができない状況にある者については、生活保護の窓口スムーズにつながるよう、国保部門と福祉部門の連携強化を図るべきではないか。

○ 生活保護を受給していた者が生活保護を廃止になる場合、国保加入が必要となるが、国保加入の手続きが適切に行われるよう、福祉事務所から国保課に連絡を行うなど、加入手続きの支援を行うため、福祉部門と国保部門の連携強化、また、月途中の廃止の場合に、速やかに福祉事務所から医療機関への連絡すること等の徹底を図るべきではないか。

③ 国保の資格証明書の交付における特別事情の把握の徹底

資格証明書については、保険料を滞納している者との納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、保険料を納めることができない特別の事情がある場合には交付されないこととなっているので、保険料を納めることができない事情について適切に把握するよう、国は市町村に対する助言・指導を徹底すべきではないか。